



事業譲渡に関する基本合意書

譲渡人公益財団法人福井市ふれあい公社(以下「甲」という。)と譲受人社会福祉法人福井市社会福祉協議会(以下「乙」という。)とは、甲の乙に対する事業譲渡に関する契約に向けて、次の条項に従い、互いに協力して信義を守り、誠実にこの基本合意を履行するものとする。

(目的)

第1条 甲は、令和8年4月1日(以下「譲渡予定日」という。)現在をもって、甲の定款に定める事業の全部及び法人の解散・清算に伴う事務を譲渡し、乙はこれを譲り受ける。ただし、手続の進行に応じ必要のあるときは、甲乙協議の上、譲渡予定日を変更することができる。

(譲渡財産)

第2条 前条により譲渡する財産(以下「譲渡財産」という。)は、譲渡予定日現在の甲の全事業部門に関する財産の一切とし、その細目については本基本合意の締結後、甲乙協議の上決定するものとする。なお、その細目については、乙に譲渡する財産目録、乙において雇用する職員の氏名・給与・勤務条件及び譲渡する権利義務関係等を記載した譲渡に関する契約を甲乙で締結するものとする。

(譲渡価額)

第3条 譲渡財産の価額は、無償とする。

(引渡し)



第4条 譲渡財産の引渡し時期は、甲の解散及び清算終了の後とする。ただし、手続き上の理由により、甲乙協議の上変更することができるものとする。

(善管注意義務)

第5条 甲は、本基本合意締結後、引渡し完了に至るまで、善良な管理者の注意をもって譲渡財産の管理運営を行い、譲渡財産に重大な影響を及ぼすような行為をしてはならない。ただし、両者協議の上、合意した場合はこの限りではない。

(公租公課の負担)

第6条 譲渡財産に課せられる公租公課は、本基本合意による譲渡予定日の前日までの分は甲の負担とし、その後の分は乙の負担とする。

(職員の取扱い)

第7条 乙に譲渡する事業に従事している甲の職員については、譲渡予定日において全員乙に引継ぎ、以後乙の職員として雇用する。また、職員の給与・勤務条件等の細目については、第2条に定める譲渡に関する契約に記載するものとする。

(登記その他手続と費用負担)

第8条 譲渡財産の所有権の移転に関する登記、登録等の手続については、譲渡に関する契約以降、遅滞なくこれを行うものとする。

2 前項の手続に要する費用並びに譲渡財産の引渡しに要する費用は甲の負担とする。

(危険負担)

第9条 本基本合意の締結後、譲渡財産の引渡し完了までに、甲乙両者の責に帰す

べからず事由によって譲渡財産が滅失又は毀損したときは、その危険は、甲が負担する。

(不測の事態による変更・解約)

第10条 本基本合意締結後、譲渡財産の引渡し完了に至るまでの間において、天変地異その他不測の事態により、譲渡財産に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、譲渡条件を変更し、又は本合意を解除することができるものとする。

(その他合意事項)

第11条 甲と乙は、福井市社会福祉協議会・福井市ふれあい公社統合作業部会において合意した別紙基本合意事項に基づき、事業譲渡契約に向けて今後の協議を進めるものとする。

2 甲と乙は、この基本合意の履行に際し、お互いの個人情報の取扱いに際しては、別記特記事項を遵守する。

(契約の効力及び実行)

第12条 本基本合意は、甲並びに乙の理事会及び評議員会の承認決議により効力を生じる。

(管轄裁判所)

第13条 本基本合意に係る紛争の訴訟は、甲並びに乙の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第14条 本基本合意に定めのない事項及び条項の解釈に疑義を生じたときは、甲

乙別途協議の上決定するものとする。

本基本合意締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和7年3月26日

福井市日之出4丁目3番12号

甲 公益財団法人 福井市ふれあい公社

理事長

小寺 正樹



福井市田原1丁目13番6号

福井市民福祉会館(フェニックスプラザ)1階

乙 社会福祉法人 福井市社会福祉協議会

会長

野坂 鐵郎



個人情報取扱特記事項]

基本的事項)

第1 甲乙両者(以下、「両者」という。)は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 両者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。契約終了後も、同様とする。

目的外収集・利用の禁止)

第3 両者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、この契約の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4 両者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、互いの承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 両者は、この契約による事務を処理するため相手方から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、相手方の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 両者は、この契約による事務を処理するため相手方から提供を受けた個人情報及び自らが収集した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止に努め、これらの個人情報を適正に管理しなければならない。また、これらの個人情報の管理及び相手方との連絡や確認を行うための管理責任者を定めるものとする。

(使用場所等の特定)

第7 両者は、この契約による事務を処理するため相手方から個人情報が記録された資料等の提供を受ける場合は、その資料の使用場所、保管場所及び管理方法について事前に定め、相手方に通知しなければならない。

(持ち出しの禁止)

第8 両者は、この契約による事務を処理するため相手方から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、相手方の承諾なしに保管場所及び使用場所から持ち出してはならない。また、相手方の承諾を得て当該資料等を持ち出す場合には、個人の特性を不可能とするマスキング処理や輸送時の危険を回避するための暗号化等、相手方の承諾を得た対策を講じなければならない。

(事故の場合の措置)

第9 両者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに相手方に報告し、対応について協議を行うものとする。

(損害賠償)

第10 両者が故意又は過失により相手方の個人情報を漏えいしたときは、相手方にそれにより生じた損害を賠償しなければならない。